

中山間地域農林業の新たな展開 に関する提言

平成 8 年 11 月

岡山県中山間地域農林業活性化懇談会

は じ め に

岡山県の中山間地域は、県土の64.8%、県人口の18.6%を占めているが、近年、その基幹産業である農林業の不振、生活基盤、環境整備の立ち遅れなどが見られるとともに、過疎化、高齢化、人口の減少等が進行し、活力の低下が著しい。

また、地理的条件から、平地地域に比べ大規模化や機械化など生産性向上が困難で、コスト競争力が不利な地域であり、国際化の影響を最も強く受けると考えられる。しかし、これらの地域が保有する公益的諸機能は、将来にわたり高く評価すべきであろう。

このような状況を踏まえ、本懇談会は、21世紀に向けて、中山間地域が引き続きその役割を発揮し得るよう

①中山間地域の保有する多面的な機能を踏まえた新たな営農支援策の導入

②農山村の多様な地域資源を生かした都市との交流の促進

を主な事項として、審議を託されたところである。

当懇談会としては、21世紀を目前にした今日、中山間地域の自然と農山村等のあり方に関し、現状は言うまでもなく、幾世紀にも亘る歴史の蓄積を踏まえながら、後世に残すにふさわしい地域デザインを描きつつ、論議を深め、とりまとめを行ったところである。

この提言に盛り込まれた施策については、農林業者が創意と工夫に充ちた主体性を発揮し、市町村、農協など関係機関・団体が一体となって、広く県民の理解と合意の形成のもとに、その実現の具体化を図るよう期待するものである。

平成8年11月

岡山県中山間地域農林業活性化懇談会

座 長 今 村 奈 良 臣

目 次

はじめに

I	中山間地域をめぐる情勢	1
1	高齢化の進行	1
2	国際化の進展	1
3	生活環境整備の立ち遅れ	1
4	就業機会の不足	1
5	国民の価値観の変化	2
II	中山間地域農林業の現状と課題	2
1	中山間地域	2
2	中山間地域農林業の立地条件	3
3	農林業の諸課題	4
III	中山間地域の機能と期待される役割	7
1	活力に満ち、個性ある農林業の展開	7
2	農林地の「公益的機能」	7
3	県土・自然環境の維持・保全	7
4	快適な生活空間の提供	8
IV	中山間地域農林業の活性化を進めるに当たっての基本的考え方	9
1	個性豊かな地域づくりの推進	9
2	中山間地域に対する県民の理解の増進	9
3	新たな支援策の導入	9
V	中山間地域農林業施策の展開方向	11
1	新時代の農林業を支える人づくり	11
(1)	新規参入者支援策の強化	11
(2)	新規学卒者、Uターン就農者に対する支援の強化	12
(3)	林業就業者確保対策の強化	12
(4)	新規就農者等の確保のための体制整備	12
2	地域農林業を支える経営体づくり	14
(1)	地域農業支援組織である市町村農業公社等の育成と支援	14
(2)	集落営農組織等の育成	15
(3)	認定農業者等の経営確立に向けた支援	15

3 魅力ある農林業の展開	17
(1) 活力を支える生産基盤づくり	17
(2) 地域特性を生かした高付加価値型農業の展開	17
(3) 6次産業の振興	19
(4) 特色ある地域林業の育成	19
4 個性輝く村づくり	21
(1) 優れた地域リーダーの育成	21
(2) 在村青年、高齢者、女性による地域おこし	21
(3) 新しい就業機会、所得機会の創出	22
(4) 美しい村づくりの推進	22
(5) 中心集落、地域中心都市との機能分担	22
(6) 生活環境の整備	22
5 農地や森林の維持と保全	23
(1) 環境・県土保全のための農地や森林の公益的機能評価	23
(2) 農林地の保全と活用	23
(3) 耕作放棄地の活用	24
(4) 環境保全型農業の推進	24
(5) 森林の保全と活用	24
6 都市との交流の促進	25
(1) 都市と農山村の交流促進のためのシステムづくり	25
(2) 交流産業の振興	26
(3) 滞在型交流施設等のネットワーク化	26
7 施策の展開に当たっての新たな視点	27
(1) 地域の類型化と支援策の実施	27
(2) 棚田地域等への施策の段階的实施	29
(3) 都市住民等とのパートナーシップによる地域の再生	30
(4) 市町村の役割の重要性	30
(5) 農林業関係団体との連携の強化	31
(6) 施策の総合的推進	31

《参 考》

○ 岡山県中山間地域農林業活性化懇談会設置要領	33
○ 岡山県中山間地域農林業活性化懇談会委員名簿	35
○ 岡山県中山間地域農林業活性化懇談会の審議経過	36

I 中山間地域をめぐる情勢

1 高齢化の進行

県人口が増加するなかで、中山間地域の人口は下げ止まり傾向にあるものの、依然として減少を続けている。また、平成6年の高齢化率は全国が14.1%であるのに対して、県全体が16.9%、中山間地域は22.3%と相当早く高齢化が進んでいる状況にある。

そのため、一部の集落では、草刈り、ため池や水利施設の維持管理、共有林等の管理などに支障をきたしているところも見られる。

今後、高齢化の進行が労働力の脆弱化、集落機能の低下など社会経済全般に大きな影響を与えることが懸念されるが、高齢者が生涯現役でいられる社会、高齢者の社会参加の受入れ条件の整備が求められる。

2 国際化の進展

急速に円高が進行した昭和60年以降、わが国の農林産物輸入は急増してきているが、近年、加工原料用の原料農林産物だけでなく加工品や生鮮野菜といった従来国産品の比率の高かった分野においても輸入が増大しており、競合が激しくなっている。

また、製造業等の海外展開も活発化しているなか、食品産業の海外生産比率も増大してきており、国内農林水産物の販路が制約されることが懸念される。

WTO体制下での農産物輸入自由化は、農産物価格の低迷、内外産地間競争の激化などによって、特に生産条件の不利な中山間地域の農業生産や農村社会に大きな影響を与えている。

3 生活環境整備の立ち遅れ

中山間地域の下水道普及率、道路改良率などの生活環境の整備や地方中心都市との交通条件整備は依然として遅れている。

生活環境の整備は、地域定住を図っていくうえでの基礎的な条件であり、社会全般の生活環境水準の向上や情報化の進展等に伴い中山間地域においても生活圈全体として都市地域と遜色のない水準の良好な生活環境の整備が求められるようになっている。

4 就業機会の不足

都市圏でみると、就業者収容能力（市町村就業者数に占める市町村内事業所従事者数の割合）は、かなりの収容能力を有することから、農家

所得確保の手段としての兼業機会はある程度整っている。農村地域工業導入等実施状況（平成6年度）をみると、中山間地域の操業企業数112、雇用者7,439人、うち農業従事者3,444人となっており、就業機会の確保に貢献しているが、就業者収容能力は70%以下の市町村が多いことから、定住促進のために一層の就業機会確保を図る必要がある。

5 国民の価値観の変化

所得水準が向上し、余暇時間が増大するなかで、価値観の変化が見られるようになり、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を、「お金」よりも「時間」を、「便利さ」よりも「自然とのふれあい」を求める傾向が引き続き強まっている。

また、大量生産・大量消費、効率性偏重の社会経済システムやライフスタイルを見直し、限りある資源を有効に利用するとともに、環境と調和のとれた持続可能な産業の振興と生活様式の定着が求められている。

市民レベルでも、徐々にではあるが自然を守り育てるためのより積極的な活動を自主的に行っている例も増加してきている。

II 中山間地域農林業の現状と課題

1 中山間地域

中山間地域は、一般的には「平野の周辺部から山間地に至るまとまった耕地が少ない地域（農業白書、平成元年）」とされている。

本県では、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域、「山村振興法」に基づく振興山村地域、及び「過疎地域活性化特別措置法」に基づく過疎地域の最大総和を中山間地域として扱うこととする。（県下78市町村のうち61市町村）

関連法案に基づく地域指定の状況は、全国の指定率と比較して高くなっている。

本県における中山間地域の総土地面積割合は、64.8%、林野面積は76.4%、経営耕地面積割合は37.9%となっている。人口割合は、18.6%と低い、農業就業人口割合は41.2%であり、農業粗生産額の36.5%を中山間地域が占めており、農林業が地域の重要な産業となっている。

2 中山間地域農林業の立地条件

(1) 地理的、自然的条件

農業地域は、地形、標高、気候によって南から北へベルト状に、岡山平野、吉備高原、津山盆地、中国山地の四つに分けられ、中山間地域の大部分は吉備高原、津山盆地、中国山地に含まれる。

地域名	地 形	標 高	気 候
岡山平野	平坦地	100m以下 (25.2m)	温暖、乾燥 (14.9°C)
吉備高原	丘陵、台地	250m~500m (170.4m)	中温、中湿（一部寒冷、中湿） (13.7°C)
津山盆地	平坦地	100m~250m (165.9m)	中温、中湿 (13.7°C)
中国山地	高原、山麓	250m~700m (416.7m)	中温~寒冷、中湿~湿潤 (11.9°C)

注) () 内の数字は市町村役場の標高、平均気温の平均値

(2) 傾斜地帯水田率

全水田面積に占める傾斜地帯水田面積割合（平成6年）をみると、傾斜1/20以上（30aの標準区画の整備は不経済となり、等高線区画、小区画の整備が適する傾斜）の水田面積割合は、岡山県が21.2%、全国平均（7.9%）、中国平均（18.6%）に比べて高くなっている。特に傾斜1/6以上（農耕車の走行安全上の限界傾斜、ほ場整備の限界傾斜）水田面積割合では岡山県は3%であり、この値は全国・中国平均より高くなっている。

岡山県の中山間地域（特定農山村地域）の傾斜1/20以上水田割合は34.2%であるのに対して、「その他地域」（中山間地域以外の地域）は6.7%である。

(3) 基盤整備率

平成6年度末の基盤整備率は、中山間地域（特定農山村地域）は50%（小規模整備が大半）、その他地域は52.3%である。

(4) 畦畔率

中山間地域（特定農山村地域、平成6年）は11.5%、その他地域は5.7%である。

(5) 耕作放棄地

中山間地域の経営耕地面積は年々減少を続けており、昭和50年と比較して約27%減少した。また、平成7年度の耕作放棄率は、全国平均の3.8%に比べ、県全体では7.3%、うち中山間地域では9.6%と高くなっている。

農地の荒廃は、営農活動に支障をきたすだけでなく、景観を悪化させ、土砂流出等の災害を招くことが懸念される。

3 農林業の諸課題

(1) 意欲ある農業者の育成と確保

平成7年の農業就業人口は、昭和50年と比較して約30%減少し、うち59.2%が65歳以上の高齢者であり、県平均56.0%、全国平均46.3%と比較して相当高くなっている。

県では、農業経営基盤強化促進法に基づき、コスト意識と優れた経営感覚を有する意欲ある農業者を認定農業者として育成しており、平成7年度末で1,037人、うち中山間地域で347人(33.5%)を認定している。

中山間地域の人材確保は厳しい状況にあるが、意欲的に取り組もうとする農業者については、同制度に積極的に組み入れていく必要がある。

(2) 新規就農者の確保

本県農業の将来を示した「21世紀おかやま農業経営基本指針」に定める4,700戸の経営体を維持するには、年間130人の新規就農青年の確保が必要であるが、過去5年間の新規就農青年は平均47人にとどまっている。

また、新規就農者の確保のため、平成5年度から農業経験や営農基盤はないが、農業に対して意欲のある人に農業に取り組むチャンスをつくり、就農への道を開くため、短期の体験研修と月給制による実務研修をセットにした農業研修制度（ニューファーマーズ確保対策事業）を実施している。

平成7年度末までにこの事業により10名が就農しているが、多額の営農開始資金を要しているほか、初期の生活費の準備が必要となっている。また、農地の確保、資金を借入する場合の担保や保証人、住宅の確保など、地域の協力が不可欠となっており、これらの問題を解決する必要がある。

(3) 農業生産力の維持・拡大

平成6年の中山間地域の農業粗生産額は昭和60年と比較して約12%減少し、県全体の10%減少をやや上回っている。

品目別では、工芸作物(55%減)、畜産(26%減)の減少割合が高くなっているが、これらは中山間地域のウェイトの高い品目である。

将来的には、世界の食料需給に不安定要因があるなかで、可能な限り生産力の維持・拡大に努めることが重要である。

(4) 高付加価値農業の展開と販売戦略

①地域に適した農作物の生産振興

地形、標高、気象条件などから、地帯別推進品目を選定して推進している。なお、中山間地域向けの野菜、果樹、花きの新技術開発がさらに重要となっている。

また、全国に先駆けて有機無農薬農産物の生産にも取り組んでおり、技術確立と一層の産地規模拡大を進める必要がある。

②農産物加工・直売等への取り組み

中山間地域には、販売金額の多い農産物加工施設、直売所があり、農家所得の向上、就業機会の拡大に役立っている。また、農産物を通じた消費者との交流を進めている。

今後さらに中山間地域の特色を生かした加工等への取り組みが必要である。

(5) 林業の振興

森林面積は県全体で485千haで、そのうち国有林は38千ha(7.9%)と少なく、民有林(公有林54千ha、私有林393千ha)が中心となっており、1林家当たりの所有規模は零細である。

昭和30年代からの積極的な造林施策により、最近では毎年約160万m³強の蓄積が増加している。この人工林の大部分は育成途上の森林であり、保育、間伐等の適正な管理が急務となっているとともに、適切な森林整備の推進や安定的な生産活動が行い得るよう林業振興を図る必要がある。

また、林業就業者は昭和55年以降減少を続けており、しかも高齢化が進んでいる。県内の林業粗生産額196億円のうち、素材生産額が67.7%を占めているが、木材の需要量は1,000千m³を割り

減少傾向にある。一方、製材品価格（全国）は、平成2年と平成7年を比較して、スギで5%、ヒノキで13%低下している。

このため、木材利用のPRによる需要拡大、高性能林業機械の導入による生産コストの低減、高品質な製材品の生産に努める。また、林業団体や林業指導者の育成に努め、林業就業者を確保する必要がある。

（6）地域営農システムの確立

①集落営農組織の育成

低コスト稲作の実現のため、特定農山村地域を対象に農業機械等の整備を行う集落営農システム化事業を実施しているが、耕作放棄地を防止し、また地域コミュニティを維持するためにも集落組織の育成が重要となっている。

②農業公社等第3セクターによる地域営農支援システムの確立

農地・農作業の受け手のいない地域において、農林地の管理・保全等を行う市町村農業公社が平成7年度までに4町で設立されているが、今後も積極的に育成していく必要がある。

（7）都市との交流の促進

①グリーンツーリズムへの関心の高まり

中山間地域は、豊かな自然ややすらぎを求める都市住民等にとって、かけがえのない居住空間、余暇保養空間として大きな役割を果たしており、これらの地域特性を生かしたグリーンツーリズムに対する関心が高まっている。

グリーンツーリズムは、ヨーロッパ諸国で盛んであり、都市の住民が休暇を利用して、自然に恵まれた農山村に家族そろって滞在し、農林業体験をしたり、ゆったりとした時を過ごすことが生活の中に定着している。

平成5年の県民意識調査では、農山村に対して豊かな自然や美しい景観があるところと答えた人が約7割と最も高くなっており、マイナスイメージを上回っている。

②豊かな自然の提供等のための交流体験施設の整備

中山間地域は、他の地域に比べて整備率は高いが、主要観光地の入り込み客数が少ないため、施設の魅力向上と一層のPR活動が必要である。

(8) 地域おこしの動向

赤坂町の朝日米の炊飯施設「赤坂天然ライス」や美星町の農産物直売所「星の郷青空市」など、地域資源を生かしたユニークな事例もあり、それぞれの地域に適した取り組みの一層の推進を図る必要がある。

Ⅲ 中山間地域の機能と期待される役割

1 活力に満ち、個性ある農林業の展開

中山間地域は本県農業粗生産額の約4割を占めているが、今後とも豊富で高品質、安全な農林産物を安定的に供給するという役割を果たすためには、農林業を持続的、安定的に発展させ、地域経済に貢献して地域社会を支えることが求められている。

このため、食料や木材を安定的に供給するというニーズに応えられるような農林業が展開されていることが、基本的に重要である。さらに、地域資源などの特性を生かした産業の導入やグリーンツーリズムの振興や特産品の開発といった、農山村らしさを活かした経済活動を展開していくことが求められている。

2 農林地の「公益的機能」

中山間地域は、農林業の生産の場だけでなく、豊かな自然と美しい景観を形成し、さらに水資源のかん養、土砂の流出防止・浸食防止、緑資源の維持による保健休養、大気浄化などの公益的機能も有するなど、県土、自然環境等の保全の面からも重要な役割を担っている。

公益的機能を金額に置き換えた試算例では、1年間に全国の森林（林野庁、平成3年）で約39兆円、水田（三菱総合研究所、平成3年）で約5兆円、田畑（三菱総合研究所、平成6年）で約6兆7千億円となっている。同様に、岡山県を推計すれば、森林で7,120億円、水田で670億円となる。

これらの農林業資源と農山村景観は子孫から託されているという価値観を持ち続けることが肝要である。このため、農林業資源を貴重な遺産として将来へどう引き継いでいくかが重要である。

3 県土・自然環境の維持・保全

県では地域資源を維持していくため、農地防災・保全施設の整備や森林の造林・保育等を積極的に推進するとともに、地域住民だけでなく恩

恵を受けている都市住民の理解も促進しながら美しい森づくりなどに取り組んでいる。

中山間地域は、不利な生産条件から特に水稻等の土地利用型作物においては、生産コストが高くなり、規模拡大も難しいが、食料生産力の維持、公益的機能の維持の面から、可能な限り将来水田として維持していくことが重要であると考えられる。

県では、美しい棚田景観を形成し、地域ぐるみで保存しようとする7地区について、有機無農薬による付加価値の高い棚田天然米の産地育成や水路、耕作道などの営農条件整備を実施している。

しかしながら、これらの地域も過疎化、高齢化等による担い手の不足により、地域資源を将来にわたって維持・保全する機能の低下が懸念されることから、本県の農業構造に合致した営農支援策や市町村農業公社の設立支援など、緊急に対策を講ずる必要がある。

4 快適な生活空間の提供

分散型の県土づくりの観点からも、中山間地域はそこに住む人々にとって都市と同じ様な水準の生活が楽しめるよう生活環境が整備されているとともに、豊かな水・緑、ゆとりある空間といった農山村ならではの利点を活かした生活も味わえる場であることが必要である。

また、伝統的行事や地域コミュニティの中から生まれた、人と自然が共に生きる人間性を育てる教育的機能等を積極的に高めていくことが求められる。

このため、混住化の進展、人々の価値観の多様化に伴い、農山村地域のコミュニティもそれに対応して、多様な意見を自由に出し合い、いきいきと社会参加できる環境を整えていくことが求められる。

IV 中山間地域農林業の活性化を進めるに当たっての基本的考え方

1 個性豊かな地域づくりの推進

農山村地域の持つ多様な資源を積極的に活用し、地域の主体性と創意工夫により個性豊かな地域づくりを進めていくことが重要である。

全体としては、条件不利を補う生産基盤整備の一層の取り組みや遅れている下水道などの生活環境、アクセス条件、就業機会確保などの定住条件整備を進める。

2 中山間地域に対する県民の理解の増進

中山間地域の持つ公益的機能を十分発揮させるためには、これら資源の適切な管理が重要である。県民の支援のもとで地域資源を維持保全するという観点が必要で、そのための県民の理解と協力を求めていく必要がある。

3 新たな支援策の導入

中山間地域の農林業は、平地地域に比べ、地理的、自然的に不利な営農条件下に置かれており、しかもUR合意の影響を最も強く受けると考えられ、生産活動の低下による地域資源や農山村社会維持が懸念される状況にある。

今までの農林業施策は、農林業生産基盤の整備や大規模化による効率的な農林業生産、農林業振興に重点が置かれていたが、これからの中山間地域の活性化には、農林業振興の視点にとどまらず、農林業の活性化を基本としながら、人口対策、所得・就業対策、医療・福祉対策、さらには教育・文化対策など、総合的な施策を推進する「中山間地域政策」の視点が重要である。

また、中山間地域の美しい農山村景観や水資源のかん養等の公益的機能は都市住民も享受しており、それらの機能が発揮されるためには、そこに人が住み、農林業を営むことを基盤としてはじめて可能となるという認識のもとに、農林地の維持・保全を行う主体に対する新たな支援策の導入が必要となっている。

EUのデカップリング施策をそのまま本県に導入することは、社会的背景だけでなく、経営規模や作目が異なることから困難であるが、真に支援を必要としている人や地域に対して、EUのデカップリング施策を参考に、岡山県方式による直接又は間接的な所得支持を具体化すべきである。

(参考) デカップリングの定義について

EUでは、農業の継続による地域資源、農村社会の維持を図るための条件不利地域の援助のほか、最低所得支持、構造調整（新規就農者支援など）、環境・景観保全と農村社会維持のための公共財への支払いなど、生産や市場等を歪曲しないあるいは歪曲程度の低い直接支払いを実施している。

また、価格支持から所得政策、農産物に着目した手法から人や地域に選択的に働きかける手法へと移行しつつある。

EUのデカップリング施策は、条件不利地域における直接所得補償として用いられる場合が多いが、本県では構造調整などの直接支払いを含めてデカップリング施策として位置づけることとする。

V 中山間地域農林業施策の展開方向

1 新時代の農林業を支える人づくり

中山間地域の農林業は、担い手の減少、高齢化の進行等により生産活動の低下や耕作放棄地の増加などの問題を抱えており、生産活動の基本である活気に満ちた若い人材を確保することが緊急の課題となっている。

特に、新規参入者については、就農時には多額の資金が必要なほか、就農しても技術や経験不足、現金収入不足等の問題を抱えている。

また、今後、農地や果樹園をはじめ機械施設や果樹園等を保有する農家が高齢化等によりリタイヤする場合が増加すると考えられ、従来の世襲的農業から職業としての農業の選択へと誘導するためにも、新規就農者・農家子弟等へのスムーズな経営の移転を検討する必要がある。

このため、新規就農者（新規参入者、新規学卒者、Uターン就農者）支援策の強化、林業作業員・オペレーターの養成など労働力確保対策の強化、さらには、これらの対策が十分機能するような体制整備を講じることが望まれる。

施 策 例

（1）新規参入者支援策の強化

①就農支援資金（就農準備資金）償還免除措置の創設

就農支援資金（就農準備資金）を借り受けて中山間地域に就農した新規就農者に対し、就農後一定期間以上経過した場合、その後の償還を免除する措置を創設する。

②農用地賃借料の免除措置

農地保有合理化事業により、農用地を借入れ、営農を開始した新規就農者に対し、一定期間その賃借料相当分を助成する。

③新規就農者向けモデル団地の整備

新規就農者専用の生産団地（農用地、住宅）を公的に整備し、新規参入者にリース又は分譲する。

④住宅支援措置の創設

新規参入者が行う住宅の改良、造成又は取得に要する資金の助成制度又は融資制度の創設について検討する。

(2) 新規学卒者、Uターン就農者に対する支援の強化

○農業実務研修など技術習得のための研修制度の創設

新規学卒者、Uターン就農希望者は、営農基盤や住宅はあるが、親の経営と異なる作目を希望する場合（経営分離独立型）、技術や経験が不足しているため、農業実務研修など技術習得の研修制度を創設する。

(3) 林業就業者確保対策の強化

①森林組合等林業事業体の作業班員の確保

森林組合等林業事業体における高性能林業機械のオペレーターと新規就業者を確保するため、林業労働者の委託募集、林業就業促進資金貸付事業、高性能林業機械貸付事業、林業技術等研修事業を行う「林業労働力確保支援センター」の整備を進める。

②森林組合作業班員等への奨励金の支給

森林組合の作業班員として新たに就業した青年（月給制）に対して奨励金を支給する。

(4) 新規就農者等の確保のための体制整備

①就農後一定期間の営農支援

新規就農者（新規学卒、Uターンの場合は経営分離独立型）が、就農後、農業収入が得られるまでの一定期間について、資金の円滑な借り入れができるよう、保証制度の充実について検討する。

②離農給付金（一時金）の支給

新規就農者等への農地売却、又は長期契約で貸し付ける農家に対して、離農給付金を支給する。

③農業ヘルパー制度の実施

新規参入者が安定的に雇用労働力を確保し、また農林業者が病気等により一時的に営農継続が困難となった場合に対応するため、広域的な農業ヘルパー制度の実施について検討する。

さらに、同制度の機能的、合理的な運営のために、ヘルパー（女性、高齢者、都市住民、農業大学校生徒等）に必要な研修制度を創設する。

④農用地、住居等の的確な情報提供

就農に必要な農用地、住居等の情報の一本化を図るなど、新規就農者への的確な情報提供の体制づくりを進める。

⑤森林組合作業班員等の就労条件の改善

森林作業は、重労働で、労働災害の発生頻度も極めて高く、また、作業量の季節変動が大きいいため、雇用が不安定で、賃金は日給制が主体である。

このため、林業労働者全般への月給制導入や社会保険制度加入の促進、高性能林業機械の整備等の就労条件の改善、また就業後一定期間の技術習得研修等の事業の充実強化を図る。

2 地域農林業を支える経営体づくり

中山間地域の農林業は、多くの農家の営農によって支えられてきた。今後は、省力化や規模拡大に取り組む先進的経営体の育成を図るとともに、現状の農業経営を継続しようとする農家を貴重な担い手として位置づけ、先進的経営と一体となって農地の有効利用や地域特産物等の生産を行うため、基幹的な農作業を支援する組織の育成や、効率的な営農を行う集落営農組織の育成を積極的に進める必要がある。

将来ビジョンを描くことのできる地域リーダーはもとより、市町村、農業委員会、農協、森林組合、普及センター等が中心となって、集落の話し合いを通じて、地域の現状を踏まえた自らの将来展望を主体的に描き実践していくことが重要である。

施 策 例

(1) 地域農業支援組織である市町村農業公社等の育成と支援

①多様な設立方式のマニュアル化

第3セクターについては、新しい時代に即応した公的農林業支援組織として育成し、将来の担い手を育てるインキュベート機能が重要である。

現在の第3セクターは、出資の比率によりその性格、方向づけがはっきりしており、農業生産支援型、加工販売中心型、農村交流中心型となっており、地域の実情に応じた地域農業支援組織の設立や経営基盤の安定化のための多様な事業展開の手法などのマニュアルづくりを進める必要がある。

また、公社の経営のリーダー、生産の仕組みや技術を研究・指導する専門家、流通販売経路を開拓するパイオニア、住民に信頼されるオペレーター、あるいは都市との交流を進めるプランナーなど、多様な人材の育成を担っていく機能の充実に努める。

②市町村農業公社等に対する支援措置

農業生産を支援する農地保有合理化事業や農作業受委託を行う市町村農業公社などの第3セクターでは、公的支援なしでの黒字経営は難しい状況にある。

そのため、引き受け手のいない条件不利な農地を農家に代わって保全管理する市町村農業公社等の第3セクターを育成するため、経営基盤の確立並びにその安定化について効果的な運営を助長するために必要な支援を行う。

③森林施業に対する支援措置

管理が不十分な森林の施業を新たに受託する場合に、作業の割り増し経費を支援する。

④オペレーター、作業班員の周年就業体制の確立

農作業や森林作業の受託だけでは年間就業とならないため、市町村農業公社、森林組合等が就業の場の確保のために他事業に取り組む場合へに支援する。

(2) 集落営農組織等の育成

①集落営農組織の育成

農業就業者の高齢化や不足、第2種兼業農家の増加に伴い、耕作放地の増加、農業機械への過剰投資、営農意欲の低下などが顕在化している。

このため、優れた地域リーダー等を育成するための研修会等の啓発活動を積極的に推進し、リーダーの指導のもとに農業機械の共同利用や共同作業、農用地の利用調整などによる生産コストの低減や地域コミュニティの活性化を図る集落営農組織の育成が重要である。

②高齢者、女性が生きがいの持てる村づくり

集落営農に必要な共同利用機械等の営農条件の整備や女性による起業活動の促進、高齢者の知恵を生かす仕組みづくりを進める。

(3) 認定農業者等の経営確立に向けた支援

①起業的な認定農業者支援

中山間地域の認定農業者は、平地と比べて営農条件が不利なことから十分な農業所得が得られていない。また、認定農業者個人への助成措置が講じられていない現状にある。

このため、周年就業による安定収入確保のため、農閑期に新たな部門へ取り組んだり、加工・直売等を導入する起業的な認定農業者を育成するための新たな支援制度を創設する。

②法人化農業経営の育成

若者や女性にも魅力ある農業経営は、月給制、休日制、社会保障制度、年金制度等が整備された経営である。

このため、施設園芸や大規模稲作経営等については、県先進的経営育成指導センターの機能を拡充し、農業経営の法人化を指導する。

③農地流動化による規模拡大の推進

中山間地域の農地は狭小で分散していることから、農地の流動化が停滞している現状にある。また、高齢農業者は、農地流動化による助成対象から除外されている。

このため、中山間地域の条件不利な農地で規模拡大を行う認定農業者等に対して、地域資源の維持の観点から、流動化奨励金の上乗せ措置を講ずるとともに、流動化助成金の年齢制限の緩和を図る。

④林業経営者の省力化及び高能率化への取り組み支援

省力化と労働強度の低減を図るため、造林、間伐、伐出作業等に必要な林内作業道の整備や、自動枝打機、林内作業車等の管理用機械の導入を行う林業経営者に対する補助を行う。

3 魅力ある農林業の展開

地形的に複雑であることや担い手の不足等によりほ場整備などの基盤整備が進みにくくなっている。また、小産地が多く、出荷ロットが確保しにくいことから、市場での販売不利、輸送の効率性等の問題を抱えている。

そのため、生産基盤の整備を促進するとともに、農業機械や栽培施設の導入等中山間地域を対象とした施策等の充実により、消費者ニーズに即した個性ある産地づくりを推進する。また、地域特産物や有機無農薬農産物は少量多品目であるため、直売所の整備等の多様な流通チャンネルづくりなど、消費者に愛されるブランドづくりを推進する。

また、第3セクター、農協など農林業団体等による食品産業や観光などへの取り組みを支援し、本来の第1次産業に加え、第2次、第3次産業分野をも取り込んだ6次産業の振興を進めるとともに、アドバイザーによる起業活動や経営のノウハウを指導する体制の整備を図る。

林業については、経済性を高めるための林業システムの構築が急がれる。

施 策 例

(1) 活力を支える生産基盤づくり

① ほ場整備の推進

棚田等条件不利地域のほ場は、急傾斜、狭小、不整形、分散しているなど営農条件が厳しいため、耕作放棄地の増加などによる農地の荒廃が進んでいる。

このため、高生産・省力化を目指したほ場整備を積極的に進める必要があるが、棚田は法面の比率が高いことから、出来上がり（水張り）面積に対する整備費が高くなるため、受益者の負担を軽減する。

② 環境に配慮した整備促進

棚田等地域における等高線ほ場整備、法面の雑草抑制などの景観に配慮したほ場整備を行う場合、現行の受益者負担額と同額とする。

③ 林道、作業道、耕作道、ため池の整備

育林や出材コスト削減のための林道、高性能林業機械による作業を可能とするための作業道の整備、棚田等の分散したほ場に農業機械等が安全に侵入できる耕作道の整備、また、老朽ため池などの防災、保全上の整備を促進する。

(2) 地域特性を生かした高付加価値型農業の展開

① 消費者に愛される農産物ブランドづくり

(ブランド化の推進方向)

- ・本県の独自開発水稻品種「おとめごころ」など優良品種の流通ロット拡大による有利販売
- ・有機無農薬農産物の一層の定着・拡大を進めるための栽培技術確立や販売ルートの拡大
- ・岡山のマスカット、桃に次ぐ品目として、中山間地域に適したなし（新高）、ぶどう（ピオーネ）の生産振興
- ・気象条件を生かしたリンドウ、トルコギキョウ、ユリ等の花きの生産振興
- ・繁殖肥育の地域内一貫体制の推進による「おかやま和牛」の振興や「ジャージー乳製品」の販売拡大

②生産・流通体制の整備

小産地に対応した集出荷施設等の整備促進、また小産地が連携して出荷ロットの拡大を図るとともに、周年供給体制の確立を推進する。

③地域資源を生かした高付加価値化

山野草の利用、伝統的作物の復活や温泉、清流、坑道等を利用した新たな特産物の育成を図る必要がある。

④多様な流通チャンネルづくり

消費者ニーズの多様化に対応し、生産者の顔が見える流通体制を整えるため、青空市、直売所、産地宅配、ゆうパック、契約栽培、インターネットのホームページ開設など多様な流通チャンネルを確保する。

⑤農産物のPR

変化する消費者ニーズに対応するため、都市地域でのアンテナショップ等を通じて情報を的確に把握するとともに、マーケティング戦略に基づく販路開拓のための市場調査や広報宣伝活動等を充実強化する。

⑥新技術の開発と普及

中山間地域の特性を生かした新規作物等を組み合わせた複合経営、地域資源の発掘、畦畔雑草刈取の省力化技術、超低コスト稲作技術、野菜栽培の省力化技術、付加価値を高める加工技術等の確立・普及を進める。

(3) 6次産業の振興

①経営主体の育成と起業活動の支援

就業機会の確保を図るため、第3セクター、農協など農林業団体、農業法人等による経営主体を育成し、地域の多様な資源を利用した起業活動を支援する。また、その担い手として高齢者等の労働力の活用を図る。

また、食品産業や流通部門、観光事業等の導入、経営手法など専門的知識の技術移転や指導を行う県レベルのアドバイザーグループの設置を進める。

②農林産物加工の推進

地域内原料の確保による処理加工施設、貯蔵施設等を整備し、農産物の付加価値を高める。

③農林産物及び加工品の販売の促進

産地直売・直送、量販店、レストラン、ホテル等への直売など多様な産直事業を展開する。

④都市農村交流の推進、グリーンツーリズムの振興

体験農園、交流施設等の整備、ふるさと会員制度等の実施により、地域内に来訪者を呼び込む。

⑤地域内産物の地域内循環の促進

特色ある農産物については、地域内の旅館、ホテル、レストラン等で賞味できる体制を整え、地域のイメージ向上を図るとともに、学校給食等に地域の農産物を利用するなど、地域内産物の地域内循環を促進する。

(4) 特色ある地域林業の育成

①高性能林業機械の導入促進

労働強度の低減、生産コストの低減を図り、林業経営の安定化を図るため、流域ごとに高性能林業機械を森林組合や林業従事者等へ貸し出したりオペレーターの派遣などのレンタルサービスを行う林業機械化センターの設置促進を図る。

②高性能林業機械操作オペレーターの養成

高性能林業機械の操作には高い習熟度を要するため、研修制度の充実により質の高い優秀なオペレーターを養成する。

③県産材の需要拡大

高品質な製材品（JAS製品、人工乾燥材）の生産拡大と消費者へ

の木材利用のPRを積極的に進める。

また、人工林の2／3を占めるヒノキについて、将来を展望した岡山ブランドの確立など、その対策を急ぐ。

④新技術等の開発と普及

林業作業の大幅な省力化技術の開発や地域資源を生かした特用林産物等の栽培確立と普及を図る。

4 個性輝く村づくり

遅れている交通網の整備、上下水道などの生活の基盤にかかわる整備等については、都市と遜色のない水準の生活環境整備が必要である。また、農山村には豊かな水・緑、ゆとりある空間といった都会にはない魅力があり、それらを求める都会の人々が「第2のふるさと」として愛着が持てるような場として整備する必要がある。

そのためには、美しい景観づくりや伝統文化、教育的機能などの特性を生かした村づくりを進める必要がある。

また、優れたリーダーに恵まれ、生き生きとした村づくりを展開している地域がある反面、高齢化等により地域資源の維持管理等が困難となりつつある地域もあり、それぞれの地域の特性に応じた支援を進める必要がある。

施策例

(1) 優れた地域リーダーの育成

「心の過疎」を打ち破る意欲ある人材育成のため、特色ある地域活動に対する行政・団体等の支援を強化する。

また、地域の活性化には、市町村、農協職員や普及員のリーダーシップが重要であり、地域マネジメントや地域を動かすアイデアなどを持った職員等の育成を積極的に進める。

(2) 在村青年、高齢者、女性による地域おこし

①在村青年の確保と異業種、世代間交流の促進

農家子弟の地域定住対策を推進するため、在村青年の組織化を進め、楽しい農業への取り組みや地域活動等への支援を行う。

また、都市との交流活動等により、都市住民に農山村の魅力についての理解を醸成し、交流からU・Iターン、定住につながるような取り組みを支援する。

②高齢者、女性が生きがいの持てる村づくり

農山村は高齢者にとって、農林業を通じて生涯現役でいきいきと働ける地域でもあり、高齢者の知恵や能力を生かした農林業への取り組みや地域活動を推進する。さらに、他産業を退職して就農したり定住する高齢者の受入態勢を整備する。

また、女性の力を生かし、農山村の優れた生活技術の継承、都市住民等へのPRなどを通じて魅力ある地域づくりを推進する。

(3) 新しい就業機会、所得機会の創出

農村地域工業等導入促進制度による工場誘致や農林産物の加工・販売施設の整備による産業おこしのほか、異業種との複合経営など、多様な就業機会の創出を図る。

(4) 美しい村づくりの推進

農山村に古くから伝承されている祭りなどの伝統行事、郷土料理等の保存や美しい景観づくり等を通じた都市住民の保養、教育の場としての整備を進める。

(5) 中心集落、地域中心都市との機能分担

①アクセス条件の整備

広域交通網の整備により I C 周辺と大都市とのアクセス条件には恵まれているが、今後、農道、林道を含め、周辺集落から中心集落、中心集落から地域中心都市、I C 周辺へのアクセス条件を整備する。

②地域中心都市の都市的機能整備、中心集落の機能強化

医療、教育、買い物など日常生活に不可欠なサービスを享受できるよう、中心集落と地域中心都市との連携による広域的な都市機能の充実を図る。また、広域的な農道、林道の整備を進めるほか、高齢化に対応し、公共交通機関（バス、タクシー等）の整備を進める。

(6) 生活環境の整備

快適でゆとりある生活の実現のため、上下水道等の生活環境を計画的かつ加速的に整備するとともに、高齢化社会に対応した情報基盤の整備を進める。

また、高齢化や後継者不足から、集落の維持や定住化が困難となった集落について、集落の意向を踏まえ、集落の再編・整備について幅広い検討を行う。

5 農地や森林の維持と保全

本県の農業粗生産額の約4割を占める中山間地域の農地は、農業振興の前提となる資源であり、かつまた公益的機能を持つ公共財でもあり、今後とも可能な限り維持・保全するための仕組みを整備する必要がある。

また、水源地域でもある中山間地域において、環境に配慮した持続可能な農業の推進や公益的機能増進のための農業基盤整備、造林、治山、治水事業等を進めるほか、都市住民の理解や参加を積極的に求めていくことが重要である。

施策例

(1) 環境・県土保全のための農地や森林の公益的機能評価

①内部経済効果の向上

農林業生産活動による農林業所得の形成や農林家資産の維持機能等をより充実させる。

②外部経済効果の維持と県民への啓発

農業関連産業の維持機能、食料保障や地域防災などの社会保障機能、生態系の保全などの生物保全機能、洪水調整などの国土保全機能、景観保全や社会維持などの社会文化保全機能を積極的に評価し、広く県民への普及啓発を図る。

(2) 農林地の保全と活用

①農林地の保全のあり方の検討

農林業生産や環境を守るうえで重要な農林地の保全について、地域の意向も踏まえて長期的な土地利用等の方向を明確化する。

その場合、農地では、基盤整備の実施が困難な急傾斜（傾斜1/6以上）の棚田等についての保存の線引きが必要である。また、林地では自然環境と調和した環境林、経済林の線引きを考えるべきである。

これらについて、十分検討したうえで、計画的な利用と保全を行う。

②公的支援の実施

棚田は、経済的に効率が悪く、置かれている条件が極めて不利な状態であるが、その美しい景観は「農山村の原風景」「文化遺産」として高く評価されている。県民の共有財産としての美しい棚田景観を守り、併せてその地域社会を守り、その共有財産を後世に引き継いでい

くことは現世代の大切な仕事である。

しかし、労働力や費用等の問題により、棚田の維持・保全に支障が生じている。そこで、棚田が一定の広がりを持つ地域において「棚田保全区」を設定し、農林業生産を通じて棚田を適切に保全するものに対し、保全費用の一部を直接助成する。

(3) 耕作放棄地の活用

営農活動や景観に支障を及ぼすだけでなく、土砂流出等の自然災害の原因ともなる耕作放棄地について、地域単位での活用検討を行い、復田や牧野への転換、植林等の公益的機能の維持保全を行う場合に支援する。

(4) 環境保全型農業の推進

環境保全に配慮した持続可能な農業生産を推進するため、個別農家から地域で取り組む体制づくりを進めるとともに、家畜ふん尿処理施設、収穫物の残渣や地域資源を利用した堆肥施設、天敵の利用に必要な施設等を導入する地域や組織に対する特別助成を行う。

(5) 森林の保全と活用

都市住民参加の「美しい森づくり」による森林・林業に対する理解促進や、新たに下流域の自治体や住民などが森林オーナーとなって環境保全上重要な地域の森林整備を行うなど、森林保全活動を推進する。

6 都市との交流の促進

農林産物を通じた都市との交流だけでなく、都市住民が農山村を訪れて、美しい自然や昔ながらのたたずまいのなかで、農山村の生活を体験しながら地域住民とのふれあいを深める滞在型の交流活動（グリーンツーリズム）への関心が高まっている。

交流活動の推進などにより、新たな地域産業の展開による就業機会の拡大と所得の確保を図るとともに、都市と農村との新たな共生関係を構築することが重要である。

農村型リゾート施設の利用者数は伸びているので、さらに都市住民との交流による活性化やコミュニティ意識の高揚、周辺観光、特産物販売等を含めた交流人口の増大による経済効果を高めるとともに、地域独特の個性を伸ばしていく必要がある。

施 策 例

(1) 都市と農山村の交流促進のためのシステムづくり

①農山村側の受入れ体制整備

体験・宿泊施設等の利用者の安全の確保、農業・農村に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導、体験・宿泊施設の運営等を行う人材の育成を図る。

また、都市側の余暇ニーズは子供中心のものが多く、子供が楽しめる自然観察、生活、農業体験など受け皿として質の高い施設環境の整備を図る。

さらに、女性や高齢者の活躍する多くの場が考えられるので、能力を生かした就業の場の確保に努める。

②美しい農村景観等の形成

昆虫、魚などの生物や自然とのふれあい、美しい農山村景観、歴史的・文化的遺産等の維持保存など、地域の魅力の掘り起こしと保全に努めるとともに、景観にマッチしない広告物の規制・廃棄や景観にふさわしい案内板の設置、修景管理などにより良好な農山村景観、憩いとやすらぎの空間の形成に努める。

③新たな交流の促進

災害時の避難基地や緊急物資の提供基地、また都市住民の「第2のふるさと」として定住を促進するふるさとづくり交流や村の後援会づくりなど新たな共生関係の構築を促進する。

(2) 交流産業の振興

市町村、農協、森林組合等による農林業体験施設の整備や体験農園、観光農業、直売所等の交流産業への取り組みに対して支援する。

また、それらの施設が宿泊施設と地域のなかで相互に連携し、一体的な利用が図られるよう整備を進める。

(3) 滞在型交流施設等のネットワーク化

中山間地域の啓発活動の推進母体である「岡山県ふる里いきいき推進協議会」を通じて、市町村の連携による都市側や企業の福利厚生部門への情報提供、誘客等を行うなど、効果的な取り組みを行う。

また、ヨーロッパの農家民宿で行っている「品質保証制度」を参考に、利用者が安心して利用できるような仕組みづくりを行う。

7 施策の展開に当たっての新たな視点

この提言に盛り込まれた施策については、農林業者自らが農林業、農山村地域を守ろうとする意欲と体制を築く気概に燃えて、地域の人々の強いリーダーシップのもとに実施されるべきものである。県は、こうした地域の取組みを前提として各種の支援に当たることが重要である。

また、中山間地域は、地域によって自然的、地理的、社会的諸条件に大きな違いがある。施策の実施については、それぞれの地域の実情を十分に把握し、地域資源や地域特性を積極的に活用した実効のあがる展開が必要である。

(1) 地域の類型化と支援策の実施

農業集落は、農業を営み、住民の合意形成を図る機能を有し、集団及び社会活動を生み出す農山村における基礎的な地域単位である。

変えることのできない地理的・自然的条件のもとで、安定した生活を支援していく場合、農地の傾斜度や標高などの営農条件、後継ぎ予定者の有無や役場までの時間距離などの定住条件について地域分類を行い、それぞれのタイプに応じた支援策を設定する必要がある。

① 営農条件の指標

・ 耕地の平均傾斜度

機械の作業性、土壌浸食の危険性、栽培条件の良否、ほ場区画の大小・整形、耕作放棄等を反映するもの。

・ 標高

気温と標高には相関関係があり、水稻の生産力、作目の適性等を反映するもの。

・ 経営耕地面積

個別経営体等の規模拡大の可能性や、集落営農の可能性を反映するもの。

・ 65才以上農業専従者率

集落の労働力確保状況と農業専従者の高齢化を反映するもの。

② 定住条件の指標

・ 同居後継ぎ予定者のいる農家率

雇用の確保、集落機能の維持、定住環境、農業後継者の確保、農業就業人口の高齢化等を反映するもの。

・ 居住便益性（役場までの時間距離）

定住のために必要な生活必需品の確保、教育・保健医療、就労・娯楽機会等を反映するもの。

③ 地域の類型化

以上の指標について、1990年（平成2年）農林業センサスの農

定住条件	営農条件	
	高 い	低 い
高	Aタイプ ○類型の特徴 《発展型集落》 営農・定住条件ともに高いことから、比較的緩やかな傾斜の農地で平場地域に準じた農業経営が営まれている地域である。 ○該当地域 北房町英賀 鏡野町公保田 等 ○支援策の方向 ・6次産業の振興 ・高生産性農業の推進 ・集落営農組織の育成	Bタイプ ○類型の特徴 《交流型集落》 営農条件には恵まれていないが、定住条件が良いことから、生産活動に限らず、多様な活動の見られる地域である。 ○該当地域 高梁市宇治 作東町小房・和田 等 ○支援策の方向 ・市町村農業公社の育成支援 ・6次産業の振興 ・滞在型交流施設のネットワーク化 ・集落営農組織の育成 ・高付加価値農業の推進
低	Cタイプ ○類型の特徴 《安定型集落》 営農条件には恵まれているが、定住条件が低いことから現在は営農活動が維持されているものの、今後、耕作放棄地の拡大や集落機能の低下が懸念される地域である。 ○該当地域 神郷町長久 大佐町布瀬 等 ○支援策の方向 ・新規参入者への支援策強化 ・6次産業の振興 ・集落営農組織の育成 ・高付加価値農業の推進 ・定住条件の重点的な整備	Dタイプ ○類型の特徴 《保全型集落》 営農・定住条件ともに恵まれていないことから、棚田等急傾斜の農地で、高齢者等による農業経営が営まれている条件不利地域である。 ○該当地域 佐伯町奥塩田 中央町大井和 等 ○支援策の方向 ・市町村農業公社の育成支援 ・滞在型交流施設のネットワーク化 ・農林地の保全と活用 ・集落営農組織の育成 ・高付加価値農業の推進 ・定住条件の重点的な整備

(2) 棚田地域等への施策の段階的实施

①中山間地域の景観保全等の強化

中山間地域の代表的な営農基盤である棚田は、稲作生産活動による所得形成や農家資産の維持機能に加えて、水資源のかん養、土砂流出防止等の県土保全機能のほか、県民の保健保養の場、教育的機能も有しており、中山間地域の優れた景観を有する歴史的文化遺産として、後世に引き継ぐべき貴重な価値を有している。

このため、新たな営農支援策の導入と併せて、これら地域を地域住民の合意のもとに「景観保全地区」としての指定を行い、制度的な保護等を図ることを検討すべきである。

②施策の段階的实施

棚田地域については、住民による維持保全組織が設けられている地域、耕作放棄地が相当の比率を占めている地域、都市との交流が活発な地域など様々である。

棚田では、稲作等の営農の継続によって、多様な機能が維持されていることから、この維持振興に意を用いるべきである。

この場合、県民の支援のもとで、棚田の保護、保存のための直接支援策の実施に当たっては、棚田地域の農業者の自主的な営農意欲の向上を基本に、営農の継続を目指し、社会経済の変化に応じて、地域の特性を生かし、段階的にその施策の手法を構築していく必要がある。

棚田の保護・保存に関する施策案

- | | |
|------|---|
| 第1段階 | 棚田地域の住民自らによる保存運動の盛り上げと、これに対する助成 |
| | ①「棚田保存会」などの組織化 |
| | ②これら組織に対する棚田の営農条件整備等への助成 |
| | ③これら組織による都市交流活動の支援 |
| | ④棚田のオーナー制度等による活用 |
| 第2段階 | 市町村農業公社による営農継続支援 |
| | 棚田所在市町村による棚田地区の農作業受託組織（農業公社等）の設置と営農支援 |
| 第3段階 | 直接所得補償の実施 |
| | 棚田耕作者への直接支払い |
| 第4段階 | 市町村、県による棚田の公有化 |
| | 住民の意向、県民の理解等を踏まえた公有化と管理運営。ただし、地元市町村が主体となるべきである。 |

(3) 都市住民等とのパートナーシップによる地域の再生

中山間地域の森林や農地の有する公益的機能は県民の共有財産であり、その恩恵は地域住民のみならず都市住民を含む県民全体が享受している。

したがって、森林や農地の維持保全について、都市住民の理解と協力を基本に、ともにパートナーシップによる森林地域への植林活動や棚田の景観維持活動への直接参加などの実践活動を通じた協力関係を構築していく必要がある。

このため、地域の住民、経済団体、消費者団体、行政など多くの人々の参画を得て、美しい景観や水源地域を県民の総力で守っていくことが必要である。

(4) 市町村の役割の重要性

中山間地域の農林業の活性化を基本としながら、他産業を含めた地域活性化の取り組みのためには、市町村によるマネジメント機能の強化や産業間の調整、地域活性化のけん引となる人材の育成確保など

市町村の役割はますます重要なものとなっている。

このため、市町村は地域の英知を結集して、地域の特質を生かしたビジョンを大胆に提案し、その実現のために活動する人材の育成、農林業をはじめとする産業の振興、個性的かつ内発的な地域づくりへの住民参加などの主体的な取り組みに一層努力する必要がある。

県は、こうした市町村の主体的な取り組みと一体となった支援措置を講じていく必要がある。

(5) 農林業関係団体との連携の強化

農林業関係団体は、農山村の担い手不足や高齢化、また国際化や経済合理化が一層進むなかにあって、農林業とくらしを守る活動を積極的に展開し、地域と深く関わっていくことが強く求められている。

このため、集落営農のオルガナイザー機能、新規就農者の受け皿機能、新作物・新技術による産地育成、法人化の推進など組合員の新しいニーズに応え、農林業者の力を結集していく必要がある。

また、県、市町村、関係団体との連携を強化し、中山間地域農林業の振興と地域社会の維持発展の中心的な役割を担うことが一層期待される。

(6) 施策の総合的推進

中山間地域は、農林産物の生産の場のみならず、貴重な歴史的・文化的空間であり、交流や国土保全空間でもあり、いわば多機能空間である。そして、それら機能は、中山間地域での農林業の継続によって維持されている。

したがって、農林業施策のみならず、地域の生活環境や地域間道路の整備、企業の誘致など、地域経済の活性化のための施策の総合化が不可欠である。

○ 岡山県中山間地域農林業活性化懇談会設置要領

(趣旨及び設置)

第1条 県土及び自然環境の保全等の公益的機能をも有する中山間地域の活性化を図り、平地地域に比べ、地理的、自然的に不利な営農条件下にある中山間地域の農林業の新たな視点からの支援策等の提言を得るため、有識者等による岡山県中山間地域農林業活性化懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(運営)

第3条 懇談会に、座長1名及び座長代理1名を置く。

2 座長は、委員の互選により、座長代理は、座長の指名により選任する。

3 座長は、懇談会を代表する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 懇談会の運営は、社団法人農業開発研修センターへ委託する。

(会議)

第4条 懇談会は、座長が必要に応じ招集する。

(審議)

第5条 懇談会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 中山間地域の保有する多面的な機能を踏まえた新たな営農支援策の導入

(2) 農山村の多様な地域資源を生かした都市との交流の促進

第6条 懇談会は、必要に応じ、農林業者その他関係者から意見を聴取することができる。

(懇談会の支援組織)

第7条 懇談会の支援組織として、農林部内に「中山間地域農林業活性化検討会」を設置し、社団法人農業開発研修センターと連携を図りながら、懇談会の開催に必要な資料の取りまとめを行う。

(事務局)

第8条 懇談会の円滑な運営を図るため、農林部中山間地域対策室内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成8年6月21日から施行する。

○ 岡山県中山間地域農林業活性化懇談会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名	専門分野
学識者	座長 いまむらならおみ 今村奈良臣	日本女子大学家政学部教授 (財) 21世紀村づくり塾副塾長	農業経済学 (農業政策)
	座長代理 めせ もりお 目瀬守男	岡山大学農学部教授	農業経済学 (資源管理)
	わたなべたかすけ 渡邊貴介	東京工業大学情報理工学研究科教授	都市工学 (情報環境)
	もちだのりはる 持田紀治	広島県立大学生物資源学部教授	農業経済学 (資源管理)
	きむらはるみ 木村治美	共立女子大学教授 エッセイスト	文 化 (英文学)
	やぐちよしお 矢口芳生	国立国会図書館調査及び立法考査局主査	農業経済学 (農林環境)
	報 道 いのうえ もとい 井上元	(株) 山陽新聞社取締役論説委員会主幹	報 道
	行政 なかつかまさと 中塚正人	岡山県議会議員(農林委員長)	地方行政
行政	かたやましゅんべい 片山舜平	御津郡加茂川町長	地方行政
	なんば つとむ 難波勉	赤磐郡赤坂町長	地方行政
	やまさきこうみん 山崎公民	久米郡旭町長	地方行政
	経済 なかしまみちお 中島道夫	(社) 岡山県木材組合連合会会長	企業経営 (製材)
経済	にし やすひろ 西康宏	岡山青年会議所理事長	企業経営 (書道用品)
	たぐち てつお 田口哲郎	(元) とまた農業協同組合代表理事組合長	農業関係団体
	しげもりかずみ 重森計己	高梁地方農業士会会長 岡山県農業士連絡協議会幹事	農業士
	はっとりせつこ 服部節子	岡山県女性農業士連絡協議会会長	女性農業士
生産者 団 体			

○ 岡山県中山間地域農林業活性化懇談会の審議経過

開催年月日（曜）	懇談会	調 査 ・ 審 議 内 容
平成8年 7月 8日（月）	第1回	・調査審議事項の依頼 ・中山間地域の現状と課題について検討
9月10日（火）	第2回	・新規就農者、農業公社、棚田について 現地調査（加茂川町・中央町）
9月11日（水）		・事務局提出の論点整理（案）をもとに 各委員が意見陳述
10月18日（金）	第3回	・提言（案）について検討
11月 1日（金）	提 言	・今村座長から知事へ提言

吉備中央町の中山間地域等直接支払制度の活用状況について

【協定の状況】

協定締結数	243（集落協定238，個別協定5）
協定への参加農家数	3,027世帯
協定の農用地の面積	18,603,226㎡ 農地全体の面積の58.1% (町の農地面積32,040,400㎡)
平成20年度交付金総額	271,761,797円

【転作・集落営農の状況】

転作作物・・・大豆、白菜・キャベツ・トマトなどの野菜、ピオーネ等
集落営農・・・年々増加し29団体

【取組による効果等】

- ・人口の減少、高齢化の進展とともに荒廃が進んでいる田畑の荒廃を防ぐばかりでなく、耕作放棄地の回復が図れるようになりました
- ・基幹的農作業の担い手等への委託、機械の共同化により安定的かつ効率的な農業経営ができるようになりつつあります。
- ・農地法面、水路、農道等の補修や鳥獣害対策の取組が集落全体でできるようになっています。
- ・認定農業者や担い手など地域の農業を支える人材の確保が図れています。
- ・集落間や都市との交流、地域の活性化が図れている集落もあります。
- ・中山間地域でも希薄となっている人付き合いが、この事業に取り組むことにより、密度の濃いものとなっています。